



2025 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 阪神内燃機工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 木下 和彦
(コード番号 6018 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員 中川 智
(TEL 078-332-2081)

配当方針の変更に関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 12 日開催の取締役会において、配当方針の変更を下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

(1) 変更の理由

当社は、株主の皆様に対する利益配分を経営の最重要政策の一つとして位置づけ、配当水準の向上と安定化に努めてまいりました。このたび、中長期的に当社株式を保有いただく株主の皆様への利益還元を一層充実させるため、新たに配当性向および純資産配当率(DOE)を株主還元の指標として採用することを決定いたしました。

(2) 変更内容

〈変更前〉

当社は、株主の皆様に対する利益配分につきまして経営の重要課題として位置付け、企業体質強化並びに新規事業活動のための内部留保とのバランスを保ちながら、適正な利益還元を行うことを基本方針としています。

〈変更後〉

当社は、株主の皆様に対する利益配分につきまして経営の重要課題として位置付け、企業の発展拡大とともに積極的な株主還元を目指し、配当性向 40%または純資産配当率(DOE)※1.5%のいずれか高い金額以上の利益還元を行うことを基本方針としています。

※純資産配当率(DOE) = (年間配当総額 ÷ 期末純資産) × 100 (%)

(3) 変更時期

2026 年 3 月期より適用いたします。

なお、当期(2025 年 3 月期)の期末配当については、変更前の方針に基づき実施いたします。

(4) 中間配当の実施について

当社の利益剰余金の配当は、年 1 回の期末に一括して実施してまいりましたが、株主の皆様への利益還元の機会を充実させるため、2026 年 3 月期より中間配当を実施することといたしました。

なお、当社は、取締役会決議による中間配当を実施することができること、および、中間配当をする場合の基準日は毎年 9 月 30 日とすることを定款に定めております。

以 上